

古事記の仮名表記の目的と方法

西宮一民

はじめに

平成三年十一月九日、上代文学会シンポジウムが早稲田大学において開催された。その時のテーマは「古事記―表現と成立―」といふもので、講師は、金井清一・山口佳紀・西宮一民の三名であつた。金井氏は急病のため欠席のやむなきに至つたが、山口博士の講演の後を私が行つた。山口氏は、表記史的観点からするもので、

古事記以前に、一般語を音仮名表記するというやり方は、変体漢文体には殆ど見られなかつたであろう。従つて、原資料があつたにしても、問題は飽くまでも和銅五年という段階でなぜ古事記のような文体が出現したかという点である。

として、

散文の部分に見える音仮名表記語は、どのようなものか。古事記の散文部は訓字表記が主体であるから、そこに音仮名表記語が現れるとすれば、それは訓字表記が困難な場合か、訓字表記が容易であつても音仮名表記することに何らか積極的な意義のある場合にほぼ限られるはずである。(以上、当日のレジユメの文章による)

といふことを、

- (一) 音仮名表記の実際：①ハフル(散) ②アツマ(東) ③フヂ(藤) ④ノム(稽首)
- (二) 音仮名表記と訓注との交錯：①クク(漏) ②タツ(立)
- ③ホト(陰)

の七例につき、訓字表記があるにもかかはらず音仮名表記があることの理由を説明された。

その次が私である。私はシンポジウムなるものは、実は未経験であつた。もし前の発表者に対して反対の立場から意見を述べよとでもいふのであれば、右の山口氏の見解を聴く限り、咄嗟にはできないことであつた。しかし、もし前の発表者とは異なる立場から意見を述べよとでもいふのであれば、本テーマについての一つの解答のつもりで準備したレジュメで有効と考へた。その内容を次のやうに要約しておく。

古事記の記事そのもの、また記述上の特異な箇条や矛盾から、「原古事記」といふやうな内容や文章まで想定できる。従つて、古事記の成立といふ場合は、原古事記から現古事記へといふ過程において捉へなければならぬ。そのことを、散文の場合と韻文の場合とに分け、散文においては日本書紀の文章との対比を通じて、やまとことば倭語として訓めることの狙ひ（目的と方法）をもち、韻文においては漢詩訳すべからざる倭歌としての表記方式として一字一音の音仮名表記方式を採択したことに求めることができる。

以上の発表が終つて、各自補足説明を行ひ、あとは質疑応答といふ次第となる。その折、矢嶋泉氏から、拙稿「古事記の仮名表記」（『古事記年報』30、昭和六十三年一月）の主張と今の主張とは違ふのかとの質問を受けた。私は率

直に前説の撤回を返答した。つまり、韻文における一字一音の仮名表記方式は太安万侶が採択したものといふ今回の発表は、少くとも旧稿における、「安万侶の眼前に置かれた一字一音表記の歌謡資料群のものを流用してゐると考へてよい」（七頁）と背反するものである。この点こそ十分に説明しなければならぬ。今回、私の発表をまとめよといふことなので、この点について述べることにする。

そして、もう一つの散文の場合については、発表の時には、山口氏の如き「音仮名表記語」としての観点からではなかつたので、今回は「音仮名」に限らず「訓仮名」も含めて「仮名表記語」について、その目的と方法を探ることにしたいと考へる。但し、神・人名、地・国名の固有名詞は除く。

一、歌謡の一字一音表記の成立

古事記歌謡の一字一音表記は誰がしたのかといふ問題は古事記研究上の大きな課題である。究極は太安万侶のしたことだと言つて、それ以上のことを考へる必要はないと言ふ人がゐるかも知れない。しかし、太安万侶は古事記歌謡の作者なのではない。従つて、当然何らかの材料によつて記したといふ過程が考へられなければならない。その場合、口誦歌謡を安万侶が直接聞いて文字化するとすれば、

巷間に出かけて採取するか、朝廷に召された歌人の歌を聞いて文字化するか、或いは雅楽寮で歌はれてゐるものを文字化するか、それに対しすでに記録された文字資料によるか、といった状況が想定されるであらう。さてこのやうに、状況想定は幾通りにもできるが、古事記撰述の過程においては、歌謡と雖も、雅楽寮辺りに蔵された書記資料または「原古事記」に記された資料を材料にしたといふことを想定するのが最も實際的であらう。

そして私は、一方で、古事記歌謡一一一首の音仮名を一字一字五十音順に並べかへ、音注仮名(本文に使用されて、「音注」を付した仮名をいふ)・訓注仮名(訓注に使用されてゐる仮名)と比較してみる。そのやうなことは、高木市之助博士「古事記歌謡に於ける仮名の通用に就ての一試論」(昭和十年十一月二日稿了、後「吉野の鮎」所収、岩波書店、昭和十六年九月)や太田善麿博士「古事記歌謡の原本に就いて」(『歴史と国文学』25の1、昭和十六年七月)で早く試みられたもので、結果に基づき結論も出てゐる。すなはち、

高木論文……歌謡の仮名は特例仮名があり、清濁の違例もある。従つて多元的成立が考へられる。

太田論文……歌謡の仮名の偏在に注目すると、(イ)加・爾(ロ)迦・邇、(ハ)加・爾・迦・邇の如き組合せが、(ニ)1-9

(上巻) (イ)10-22 (神武天皇記) (ハ)23-52 (崇神天皇記) (ロ)53-69 (仁德天皇記前半) (ニ)70-75 (同後半) (ロ)76-78 (履中天皇記) (イ)79-112 (允恭天皇記以下)といふ区分として現れる。ここに(イ)群と(ロ)群の歌謡の出所の差を考へることができ。

といふものである。私も同じことを追体験し、結論も「原古事記」(古事記の、或る程度まとまつた資料に対する私の命名)の歌謡の仮名の「流用」とさへ言つたことがある(「古事記の仮名表記」『古事記年報』30、昭和六十三年一月の第一節「歌謡仮名表記の問題」)。

古事記の音仮名を、歌謡・訓注・音注の仮名の部類において、比較すると、それぞれに特色があり、また特に歌謡の仮名は使用字種の偏在もあつて、それは誰が調査しても同じ事実面に直面する。そこで、どうもこれは同一人の仕業とは思へないといふことが強く印象づけられる。さうすると、私が主張してゐる「原古事記」説の、一つの具体的な根拠の一つにすることができるといふので、私は前掲二論文を支持したのである。

しかし、その時、私はもつと基本的に、〈依拠資料〉の歌謡を採択すること、今度はいかなる文字を用ゐて、それらの歌謡を表記するかといふことは、別の次元であることに気づくべきであつた。もつとはつきり言へば、〈依拠資

料」の歌謡がいかなる文字で記録してあつたかといふことは皆目分らないのに、現古事記の歌謡の一字一音の音仮名表記を通して、原古事記の歌謡仮名を想定して、結論を出さうとした所に、思想上の誤りがあつたと反省してゐる。

そこで、古事記歌謡の音仮名がもつ、特例とか不統一的な現象自体に対する解釈は、一人の書手でも意識的にしろ無意識的にしろ為し得る、或いは起り得ることだといふ程度に止めておいて、今度は古事記歌謡が一字一音の音仮名で表記されてゐることの意図について考へることにする。つまり、歌謡の仮名の表記史的考察を施すことがこの問題解決の正当なる方法だからである。

上代における歌謡の表記の諸方式は、万葉集に徴すると、
A. 訓字羅列表記方式

B. 訓字・仮名混交表記方式
C. 仮名表記方式

の三通りがある。Cは、巻五を始めとする五つの巻に用ゐられてゐる。また、記・紀・風土記・続紀の歌謡表記に用ゐられてゐる。これを表記史的に見るとどうなるか。

稲岡耕二博士は、万葉集における、いはゆる「略体歌」を「古体」と称し、いはゆる「非略体歌」を「新体」と称し、「古体」は天武朝以前の韻文の一般的な表記に近く、それ以後に「新体」の訓・音混交表記が行はれ、そして最も

後れて真仮名表記が起つたとされた(「人麻呂の表現世界―古体歌から新体歌へ」岩波書店、平成三年七月)。これは、金石文や出土木簡、また万葉集の歌々を時代順に並べてみた結果がさうなのだから、稲岡氏のこの主張は適正だと考へられる。

今この主張を、前掲のA・B・Cに当てはめると、A↓B↓C↓といふ矢印で表せさうに見える。しかし、A↓Bは表せても、B↓CはA↓Bの矢印と同じ概念とは言へないといふことを注意しておく。稲岡氏もA↓Bのことを主張されてゐるのであつて、BとCとの関係はCがBより後といふ認識を示すに止るのは賢明である。とは言へ、Cの位置づけこそが、古事記歌謡の一字一音の音仮名表記を考へる上で、重要な視点となるのである。

先づ、A↓Bについて見ておかう。Aの「訓字羅列表記」は、内容は分つても語形までは正確につかめないといふ欠点がある。それで、訓字では表しにくい倭語(やまとことば)(自立語のみならず、活用語尾や助詞・助動詞の付属語等)を仮名表記すると、語形も意味も明確に把握されることになる。かくしてBの「訓字・仮名混交表記」が起る。以上のことは早く、太安万侶が古事記の序文で述べてゐる通りである。従つて、A↓Bの矢印は成立する。

それに対して、Cの「仮名表記」がどうして起つたのか。

もしBの「訓字・仮名混交表記」の欠点を補つてCが起つたものなら、B↓Cの矢印でよい。或いはBの表記を困難だとしてCが起つたものなら、B↓Cの矢印でよい。しかし何れもさういふことはない。それどころか、Bの「訓字・仮名混交表記」は、現代に至るまで、「漢字・仮名交り文」として、文章表記の主座を占めてゐるのであり、仮名文は低学年か特別な意図をもつ場合に限られてゐるやうに、B↓Cの矢印は成立してゐない。

ところが、事実として、A・Bよりも最も後れて、Cの「仮名表記」があるといふことはどう説明すべきなのであらうか。これについて明確に説をなしたものを知らない。私は、このCの発生は、A↓Bの次元とは異なる所にあると考へる。といふのは、A・Bは普通の文（以後「散文」の語を用ゐる）にも用ゐられてゐるが、Cの発生当時は「散文」中の「倭歌」の表記に用ゐられてゐるからである。ここでわざわざ「倭歌」といふ言葉を使つたのは、漢詩・漢文といふ中国語による文学に対して、倭語によつて歌はれた歌といふ意味である。古事記の場合は古事記の「歌謡」と称されてゐるから「歌謡」といふ言葉を用ゐておくが、万葉集の巻五の場合は「歌謡」の概念ではなく、「歌」である。これは、長大な漢文による題詞や左注と「歌」との組合せになつてゐるので、「倭歌」（山上憶良、七九四の「日

本挽歌」の「日本」は日本語の意であることが想出される）と言つた方がよいと考へたからである。それはともかく、Cは「散文+倭歌」の組合せにおいて用ゐられた「倭歌」の表記方式として発生したものである。従つて、先走つて言へば、次のやうな考へ方も成立しない。すなはち、「散文」において、固有名詞以外にもぼつぼつ普通語の表記にも用ゐられ始めた一字一音の音仮名表記方式が、長大な歌謡の表記方式にまで発展したものといつた考へは成立しないのである。再度言へば、「散文」中の「倭歌」だからC方式が採られたのだといふことなのである。

では何故C方式の出現が最も後れたのか。それは、「散文+倭歌」の組合せの文章の成立が、八世紀初頭の古事記までなかつたからである。「上宮聖徳法王帝説」は「散文」に「伊我留我乃止美能井乃美豆……」の証歌一首が組合せられてゐる（巨勢三杖大夫歌三首は「組合せ」ではなく「挿入」が、時代的に奈良朝末頃の増補かとみられるので、記以前の史料にできない。また、日本書紀の原日本書紀的なものを想定すると、古事記以前に位置づけることは可能であるが、この原日本書紀想定論を提出すことは、あくまで想定の上の論になるからやはり却下すべきである。さういふ意味において、「散文+倭歌」の文章形式は、古事記を以て嚆矢とすべきである。となると、その「倭歌」の表記に

当つて、Aの「訓字羅列表記方式」やBの「訓字・仮名混交表記方式」があるにもかかわらず、敢てCの「仮名表記方式」を發明したことになる。それならば、その理由が問はれなければならない。その答へは何と言つても「散文」に対する「倭歌」であり、それが一音節つ丁寧に語られ歌はれた歌謡であることを自覚したことが、一字一音の音仮名表記方式をとらせたのであらう。

端的に言つて、「散文+倭歌」の文章形式が、倭歌の表記を一字一音の音仮名表記方式を採らせたのである。といふのは、「散文」の表記は、少くとも「訓字」が主体であつて、この「訓字」といふのは外国の文字である「漢字」のイメージを強くもつてゐる。それに対し、「倭歌」は倭語によつて歌はれた歌である。従つて、漢訳して「漢詩」として表記すべきものでは絶対でない。そのためには、「漢字」の意味を捨象して、仮名として倭歌を〈音写〉するのが、「倭歌」に対して最も忠実な表記方式となるのである。そして、この〈音写〉の典型的な見本は、周知の如く、漢訳仏典の陀羅尼の手法があつた。これは漢訳不能な梵語による咒文であつて、それを〈音写〉したのが陀羅尼である。漢訳仏典は、漢訳の「散文」と漢詩訳の「偈」と梵語音写の「陀羅尼」とからなる。古事記は記事の「散文」と倭語の音写の「倭歌」とからなる。平安朝に、和歌を陀羅尼と

みる考へが出てくる淵源はここにある。太安万侶にC表記方式をとらせた直接の原因は、漢訳仏典の陀羅尼の手法にあつたみて大きな誤りはないと考へられる。つまり、「散文」がAないしBの方式で表記されてゐる——従つて漢文体ではなく、和化漢文体（変体漢文体）である——ことへの、「倭歌」としての地位づけを与へるべきCの表記方式であつたと言つても過言ではない。

太安万侶は、古事記において初めて「散文」に対して「倭歌」を一字一音の音仮名で表記することを試みた。しかし、単独の「倭歌」を一字一音の音仮名で表記するといふことが、安万侶以前にあつたといふことは、法隆寺五重塔初層の天井の落書「奈尔波都尔佐久夜已」によつて知られる。和銅元年（七〇八）の法隆寺再建当時のものと言はれてゐる。手習の詞であつたのだらうし、大工の手すきびになるものといふ点を考へると、このやうな「倭歌」の一字一音の音仮名表記も、識字層には広く浸透してゐたことが窺はれる。安万侶はかかる風潮をよく知つてゐて、「散文+倭歌」の「倭歌」の表記に応用したものであらう。それは、古事記の「歌謡」は、例へば「ことのかたりごともこをば」といふやうに、内容を言葉として語る歌があり、また「説歌」があつたり、一音節つ丁寧に語る叙事歌謡が多いこともあつて、これには是非とも一字一音の音仮名表記であ

る必要があつたからである。

かくの如く、太安万侶が古事記の歌謡を一字一音の音仮名表記にしたのは、それなりの必然的な理由があつた。それは決して、A↓B↓Cへの表記史的変遷の流れの上にあるものではなく、AもBもある中で、特にC方式を採択したのでといふことなのである。実は安万侶は、「散文」においてもかなりの音仮名書きを用ゐてゐる点から見ると、「歌謡」の表記にあつては、C方式を徹底させようとしてゐるやうにさへ見える。それは「散文」に用ゐた「訓字」は「歌謡」の仮名字母としては極力避けようとしてゐることにも表れてゐる。また推古朝遺文に見られるやうな、中国上古音による音仮名は用ゐず、主に仏典読誦や中国中古音の伝統的な漢語音として認められる吳音（「和音」とも「対馬音」ともいふ）が、日本で広く浸透してゐたので、その吳音を用ゐて、音仮名の等質性をはかり流布性をも考慮してゐる。また歌謡では、「音仮名」に徹して、「訓仮名」は絶対に用ゐてゐない。「訓字」との混同を避けるためである。かくして、歌謡の一字一音表記は、太安万侶によつて発案、実施されたものであると考へ得るのである。

二、訓字表記語と仮名表記語の問題

「訓字表記語」とは、例へば「犬」の訓はイヌであり、

イヌといふ語を表す漢字として用ゐられるものを山口博士に準じて命名しておく。それに対して、例へば「久羅下」のやうに仮名表記された語を「仮名表記語」といふ。古事記は、「訓字」で表記しにくい倭語や、もし「訓字」表記をすると、意味を取りちがへられるやうな場合に、仮名表記をしてゐることは周知の事柄である。ところが或る語において、時に「訓字」表記をし、時に「仮名」表記をしてゐる場合がある。かういふことは意味があるのかないのかは、十分に検討の余地がある。現に、このシンポジウムの講師の一人である山口氏の講演内容は、これに重点を置き、「仮名表記」をしてゐる方に積極的な意味を見出さうとするものであつた。私も古事記の訓読について研究を続けてゐる間に、「訓字表記語」と「仮名表記語」との問題に逢着し、どうも両者は違ふのではないかと思ひ当り、訓読に當つては、「仮名表記語」の語形を避けて、それとは異なる付訓を施すべきだと考へるやうになつた。それで、山口氏の考へ方に当然賛同しながら聴いてゐたが、個々の問題についてはなほ疑義も生じてきたので、第二節ではその問題を扱ふことにする。

その場合、古事記の「仮名」といつても、「音仮名」ばかりではなく、「借訓の仮名」もある。但し、何れの場合も、固有名詞を除いた普通語の表記を対象とするが、この「借

訓の仮名」は量的に微々たるもので、しかも迂闊に用ゐると、「訓字」と紛はしいので、古事記では配慮しながら用ゐてゐる。従つて「借訓の仮名」には寧ろ問題がないと言ふべきである。とは言へ、私にはなほ解決しておきたいものも存在するので、先づそのことから記すことにする。

二の1. 借訓の仮名表記の問題

古事記における普通語の「借訓の仮名表記」をしたものと判断されるものに、次の例がある。(一)内の頁数は拙著桜楓社本「古事記新訂版」のものである。なほ「湯津」の「津」のやうな、「借訓」といふ意識はもはや無く「訓仮名」として用ゐられてゐるものは省く。「」内は、私に比定した「訓字」。

- (1)天沼矛(上、二七頁)〔玉〕 天沼琴(上、五六頁)〔玉〕
- (2)湯津(上、三三頁・六七頁)〔斎〕
- (3)氷目矢(上、五四頁)〔隙〕 氷木(上、七二頁)〔風〕
- (4)水穂(上、六五頁・七四頁)〔瑞〕
- (5)道速振(上、六五頁・中、一三二頁)〔靈威〕〔振〕は訓字か上二段動詞活用語尾か)
- (6)荒振(上、六五頁・六七頁)〔訓字か上二段動詞活用語尾か〕
- (7)日継(上、七二頁・中、一五〇頁・下、一八三頁)〔靈〕

(8)掖月(中、一二二頁)〔台〕

以上八種である。これらは、もし私に宛てた如き「訓字」を以てすれば、例へば(1)「天のヌ矛」と訓んで貰へたかといふと、誰しも「天の玉矛」と訓むであらう。そこで、必ずヌと訓ませるためには、例へば神代紀上の「天之瓊、瓊、玉也。此云努」の如き「訓注」(紀の場合は、「二」)とも訓まれる公算の方が大きかつた)の方式をとつてもよかつたが、それよりも、「沼」の「借訓仮名」の方が、語形確認の法としては速く、かつ確実性の上からも効果的であつた。何故かと言へば、今日「沼」の字を見ればヌマと訓むが、上代ではヌであつた。少しこのことについて述べておかう。

天武天皇の御名は「天淳中」(淳中、此云農難原瀛真人天皇)(天武天皇即位前紀)とある。この「淳」は「一切経音義」一に「淳、水滯也」とある如く、水が溜つてゐる所で、日本ではそれをヌと言ふと、訓注にあるのである。これは天皇名だから「瀛」と同様、特異な字を選んでゐるのであらうが、上代の常用字は「沼」であつた。『和名抄』に「唐韻云、沼、之少反、和名奴、池沼也」とある。『新撰字鏡』には「沼、之少反、池也」(卷六)とあつて、訓はないが、「淇・涓」に「奴方」(卷六)の訓を掲げ、下の七十四ウの頭注に「陂、沢也、池也、湖也、奴方、又佐波」

(古典索引叢刊3、五四一頁)にもヌマの訓を掲げる。万葉集では、コモリ沼・コモリ沼ノウキ沼(泥沼のこと)・ヲ沼の語の表記に「沼」とあり、ヌマの語の表記には、イカホノ奴麻・イナラノ奴麻・カホヤガ奴麻・奴麻・水奴麻・石垣沼間・小崎乃沼等とあり、最後の例は「沼」をヌマと訓む例であるが、「沼間」の表記は「沼」であることをよく表してゐると考へられる。これらによつて、「沼」はヌであつた——例へば、上掲天武天皇の御名の訓注「中」を単にナと言つたやうに、本来一音節語であるものが多かつた。しかし一音節語は不安定なので、空間を表すマを付けて、ヌマとした。——から、これを「借訓の仮名」として用ゐたのである。

ところで、「借訓」として機能するためには、「沼」はヌといふやうに、「訓字」と「訓」(日本語といふこと)とが密着してゐる必要がある。となると、古事記に現れる「訓字」の「沼」はヌマでなくて、ヌと訓まねばならなくなるのである。私が拙著『古事記新訂版』において「沼」をヌと訓むことに統一したのはさういふ理由による。しかし、「沼」の訓に馴れてゐる現代人には、例へば、

「於此野中有大沼。住是沼中之神、甚道速振神也」(中、一三三頁)

における「沼」の付訓に落着かぬものを感じるに違ひない。

まして、万葉集研究における〈仮名書きの用例主義〉に馴れた者の目からすると、

新羅国有二沼。名謂阿具奴摩。(中、一五八頁)

を見て、ヌマの仮名書きがあるのだから、上の「沼」もヌマと訓むのが道理とばかりに見えるのではなからうか。しかし「一つの沼」の名を「阿具奴摩」としてゐるからといつて「奴摩」が「沼」だといふ証拠はない。寧ろ新羅語らしく見せかけようとして四音節に命名したものかとすれば、「一沼」は依然としてヌの訓でよい。またこれは固有名詞で、本稿の対象から省いたとは言ひながら「青沼馬沼押比売」(上、六二頁)もヌマでなくて、ヌと訓むべきであらう。

以上の八種の中に入れてゐないものとして、「真来通笠沙之御前」(上、七六頁)がある。この「真来」は「まこと」に道が行き通つての意(澤瀉久孝博士「古事記天孫降臨の条訓話復古」『国語・国文』10の1、昭和十五年一月)で、「訓字」と考へられるからである。これを神代紀下の「寛国行去、覓国、此云矩貳磨儀。行去、此云騰褒屢」のマジ(求める)の意とすれば、「借訓の仮名」となるであらう。しかし、マジは他動詞であつて、古事記の「真来」は「笠沙の御前に」であるから、自動詞と考へなくてはならない。それで「まつすぐに来る」(動詞に「真」を冠する

例は極めて少いが、マヌラル（真罵らる）にも見られる）意と解すべきものとなる。従つて、マキでよいのだが、神代紀下のマキが、昔からの口誦の音を残してゐたればこそ「寛ぎ」の解もあり得たと考へると、マキ（真来）の連濁形マギで訓めることになるのである。

さて問題は、八種の内、(5)「道速振」と(6)「荒振」の「振」である。私は上掲において、「振」は訓字か上二段動詞活用語尾かとしておいた。しかし、(5)は「靈威が速く振舞ふ」、(6)は「荒々しく振舞ふ」と解してよいとすれば、その「振」は「訓字」と言はねばならない。さうなると、この「振」は「借訓の仮名」の類から省いておかう。ところが中巻になると、

(東方十二道の) 荒夫琉神(中、一三一頁) 荒夫琉蝦夷等(中、一三三頁)
の如き「音仮名表記」になる。このやうな変化は、ブルは「上二段動詞の活用語尾」といふ認識に基づく表記ではなからうか。

さて一方、単に「荒神」の表記がかなりあるが、私はすべて「荒神」と訓んできたし、諸注も当然さう訓むものだと先入主があつたやうである。「荒」は言つてみれば、アラともアラキともアラブルと訓んで何ら不都合はないかの如くである。しかし、

悉言^{シツ}向荒^{ムカウ}。琉蝦夷等^{ルウセエ}、亦平^ニ和山河荒神等^ニ而(中、一三三頁)

を見る限り、「荒夫琉蝦夷」と「荒神」とは差があるとしか考へられなくなつたのである。つまり、「荒夫琉」は当然「荒ふる」であるが、「荒神」は「荒神」でよいのではないかといふことなのである。すなはち、「乱暴する」意が「荒ふる」(上二段動詞の連体形)であり、「荒神」は「荒々しい神」(形容詞語幹)である。「荒」字は「荒心」(上、八四頁)の如く「荒き」と訓む場合もあるが、「荒御魂」(中、一四四頁)「荒籠」(中、一六二)の如く「荒」と訓むのが普通である。それで「荒神」と訓み改めるのがよい。次に改訓の箇所を示す。

熊野山之荒神(中、九一頁)
(奥の方の) 荒神(中、九二頁)
東西之荒神(中、一二六頁)
山河荒神(中、一三一頁)
山川荒神(中、一三三頁)

但し、「悪神」(上、六七頁)、「悪人」(下、一三二頁)はそのままでよい。「荒神」「荒人」とは違ふからである。

二の2. 訓字表記語と音仮名表記語の問題

前項の(6)において少し見通しが立つたやうであるが、本

項では「訓字表記語」と「音仮名表記語」とは異なる点があることを、一つ一つ検討してゆくことにする。尤もこの種の研究が全くなかつたわけではない。私も早くからこの着眼で、拙著に反映せしめた。例へば次の類である。

A 然而、阿礼坐之御子名、日子八井命、次神八井耳命、次神沼河耳命、三柱。(中、九九頁)

其政未_レ意之間、其懷妊臨_レ産。即_レ爲_レ鎮_レ御腹、取_レ石以_レ纏_二御裳之腰_一而、渡_二三_一紫_レ國、其御子者阿礼坐。

阿礼_レ坐_二故_一、号_二其御子生地_一謂_二字美_一也。(中、一四四頁)

右の二例の「阿礼」は何れも神聖にして生誕する意である。前者は大物主神が生まれさせた比売_{ヒメ}多良伊須氣余理比売_{タライヌキヨリヒメ}が神武天皇と結婚して生んだ子であり、後者は神功皇后が神託によつて生んだ子だからである。つまりアレは「出現する」といつた間接的な表現で、一種の敬体となつてゐる。従つて、それ以外は、例へば後者の例に見える「産」と「生」は、

臨_レ産_一……其御子生地_一

と訓むことになる。拙著では「臨産……其御子生地」と付訓するが改むべきである。特に「生地」と改

めたのは、山口氏が「宇美」の地名説話から見て、拙著の「生」ではやはり迂遠_{ウツダ}だとして「生」といふ訓を提案したのに従ふ。また上巻から順次出てくる「生」は、ウム・

ウマルと訓むべきで、アルと訓む注はよくない。また、

B 神倭伊波礼毗古命、條忽_ヲ爲_二遠延_一、及御軍皆遠延_レ而伏_レ。遠延二字……尔、其惑伏御軍悉寤起之。(中、九一頁)

において、「惑」を諸注ヲエと訓む。しかし「惑」がヲユ、「瘁」で、病み、身の力が抜ける意であるなら、わざわざ「遠延」と仮名表記する必要はない。にもかかわらず、従来は「惑」としてきたのは、仮名書きは「訓字」の語形を知らせるものといつた程度の理解によるものであつたからと考へられる。私はこの考へは別の面で行届きな理解だと思ふ。といふのは、ヲユと「惑」とは同義かといふ検討が必要なのであつて、実は異なるのである。ヲユについては右に記したが、「惑」は「行く先を見定めかねて混乱する」意である。「大戸或子神」訓_レ或云_レ麻刀比_一。次大戸或女神(上、三一頁)の「或」は「惑」の古字であるが、さういふことが施注の理由になつてゐるわけではなく、この神名の表記において、マトフかマトヒか紛はしいから訓注を付したのであつて、意味は、「土地に迷ふ」である(拙著頭注に「或」は「惑」と「國」の古字である。紛れぬように「惑」の方のマトフの訓注を付けた」とするのは不可)。また「零大水雨」、打_二或倭建命_一。此化_二白猪_一者、非_レ其神之使者、当_二三_一(中、一三五頁)の「或」も「惑」の古字であるが、これは前後の文脈で明白だから、訓注はなく、マトハスの語で訓むこ

とができる。意味は「行き先が分らなく混乱させる」である。このやうに、「仮名表記語」のヲユと、「訓字語」の「惑」とは別語と考へられるので、「其惑伏御軍」はマトヒと訓むべきで、ヲエと訓むべきではないのである。「惑」字の中に、ヲユ(瘵)の語義は含まれてゐないことを知るべきで端的に言へば、「仮名表記語」と「訓字語」と直ちに連動するのではなく、寧ろ逆に「書分け」られてゐるといふ見方をすべきものと考へるのである。また、

C 阿曇連等之祖神以伊都久神也。伊以下三字以レ音下效此 (上、三八—九頁)・此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也。(上、四三頁)・吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上。(上、六三頁)・此之鏡者、專為我御魂而、如_レ拜吾前、伊都岐奉。……此二柱神者、拜祭佐久々斯侶、伊須受能宮。(上、七五頁)・妹豐鉏比売命、拜祭伊勢大神之宮也 (中、一一〇頁)・其御子令_レ拜其大神宮一將遣之時(中、一二二頁)……若坐出雲之石碕之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎。……因_レ拜大神、大御子物語。(中、一二三頁)・明日參出、將_レ拜三神宮。(下、一八一頁)・大日下王、四拜白之、(下、一八八頁)・八度拜白者、(下、一九一頁)・佐々宜王者、拜伊勢神宮也。(下、二二三頁)

において、イツク・イツキと仮名表記されてゐるので、従

来「拜」をイツクと訓むことが多かつた。特に、「如_レ拜吾前、伊都岐奉」においては、「如」とあるので「拜……イツキ奉れ」と訓まれてきた。しかしこの場合について言ふなら、「吾前を神祭をする如く、潔齋しお任へ申し上げよ」の意で、天照大神をイハフ状態はイツクのと同じことだといふ考へ方の反映である。それは延喜式祝詞の「齋内親王奉入時」に「今進る齋内親王は、恆の例によりて、三年齋比清まはりて、御杖代と定めて進りたまふ事は」とあるので分る。天照大神を畏敬し、汚れを去り潔齋して護り奉仕する内親王がイツキの皇女であり、さうなるためには、三年間、神祭りをして(イハフ)清浄なる必要があつた。このやうに、イツクとイハフとは意味の上で差があり、古事記はイツクを仮名表記し、イハフを訓字表記として区別したのである。一方「拜」字は文脈上ヲログム(身を折りかがめて、神や尊者を拜する)と訓む場合もある。これは紛はしい部類ではないので、訓注を付してはゐない。そこで、イハフと訓むものには「拜」とし、ヲログムと訓むものには「拜」として示すことにした。また、

D 天照大御神身畏、開_二天石屋戸_一而、刺許母理_{此三字}也。……天照大御神……内告者「因_二吾隱坐_一而……其所_二隱立之天手力男神_一……(上、四四一—六頁)

此三柱神者、並独神成坐而、隱_レ身。(上、二六頁)・

意祁王・袁祁王……隠^{カクシ}身^ミ、役^{ヤク}於^オ三馬甘牛甘^{三馬甘牛甘}也。

(下、一九三頁)

右の前半の第一例の「許母理」は、天照大御神の「石屋戸^{イハヤ}ごもり」である。貴人が「石窟^{イハヤ}」にコモルといふのは、貴人の「死」を意味する。次に天石屋戸の前で祭儀が行はれてゐることを不思議に思はれた天照大御神が、「私が「隠坐」によつて」と仰言るが、これは自ら「隠れて坐す」といふ表現をなされたもので、コモルからカクル(当時、四段活用が古形)と言ひ変へてゐることに注意すべきである。以下、「隠」はすべてカクル(物に遮られて見えない)カクス(見えなくする)ばかりで、コモル(物につつまれて見えない)の仮名表記・訓字表記ともに現れない。また、

E 高志之八俣遠呂智^{ワカチノヤチノチ}……其八俣遠呂智^{ヤチノチ}……切^キ散^{サン}

其地^チ者^ノ、(上、四九頁)

における「地」をヲロチと訓んで怪しまなかつたが、さうではなくて、今までヲロチといふ怪物の如きものであつたのが、ここで初めて「蛇^{ヘビ}」であつたことが分る仕組みになつてゐるのである。従つて「地」をヲロチと訓んではならぬことが分る。

以上、すでに拙著において実施した「訓字表記語」と「仮名表記語」との「書分け」の見地からする「訓み分け」の顕著な例を挙げてみた。すなはち、

A. アレ(聖誕)と「生」(うむ・うまれる)
B. フエ(瘁)病み、力が抜ける)と「惑」(まどふ)行
く先が分らず混乱する)

C. イツク(齋)潔齋しお仕へする)と「拜」(神祭りをする)

D. コモル(貴人の死)と「隠」(かくれる)

E. ヲロチ(怪物の名)と「蛇」(へび)

である。
では、次に従来拙著を含めて、思ひ到らなかつたものにつき記すことにする。

F 斬ハフリと「切散」について

(イ) 斬^ハ波^ハ布^フ理^リ其^ノ軍^ノ士^ノ。故、号^ス其^ノ地^ニ謂^フ波^ハ布^フ理^リ曾^シ能^ク。

自^レ波^ハ下^ニ五^ノ字^ヲ以^テ音^ス、(中、一一四頁)

(ロ) 切^リ散^ル其^ノ地^ニ者[、]肥^ノ河^ノ麥^ノ血^ヲ而^シ流^ス。(上、四九頁)

(ハ) 控^ル出^ル斬^ル散^ル。故、其^ノ地^ニ謂^フ字^ヲ掩^ヒ之^ル血^ノ原^ニ也[。](中、九四頁)

(ニ) 如^シ沫^ノ雪^ノ蹶^リ散^ル而^シ、(上、四一頁)

(ホ) 取^ル其^ノ水^ノ門^ノ之^ノ蒲^ノ黄^ノ、敷^キ散^ル而^シ、輾^リ転^ル其^ノ上^ニ者[、](上、五一頁)

頁)

(ハ) 如^シ尿^ノ、醉^リ而^シ吐^キ散^ル登^ル許^ニ曾^シ以^テ音^ス、(上、四四頁)

(ト) 真^ノ木^ノ灰^ノ納^ル瓠^ノ、亦^シ箸^ノ及^ビ比^ノ羅^ノ伝^ル以^テ音^ス、多^ク作^ル、皆^シ皆^シ散^ル浮^ル大^ニ

海^ニ以^テ可^ク度^ス。(中、一四三頁)

右の(ロ)・(ト)の「散」について、(ロ)は「散^ハ」と訓まれ、

(二)は「散」^{ハラカス}と訓まれ、(ホ)は「散」^{チラス}と、拙著では訓んできたし、諸注もそれに近い。それらのうち、(二)は神代紀上の「蹴散」の訓注に「俱穢穢邏邏須」^{クセハハラカス}とあるのに依つて訓んだといふだけのことであるので、(ホ)以下の「散」^{チラス}に従つて訓めばよい(この指摘は山口氏の講演の中にあつた通りで、私も同意する)。

ところが、(ロ)の「散」は、従来ハフリと訓まれてゐる。それは、(イ)の「斬波布理」の仮名表記に従つて、(ロ)も「切散」、(ハ)も「斬散」とあるから、「散」の「訓字」はハフリだと思はれたためである。それに対して、山口氏は講演の中で、この「散」もチラスと訓んでよいはずだ、そして(イ)の仮名表記は、ハフリと必ずよんでほしいからだと言はれた。私は、この(ロ)の「散」をチラスと訓むといふ考へには賛成である。しかし(イ)は何故ハフリなのかについては私の考へるやうな理由からではないか。すなはち、もし「斬散」と表記すれば、ごく自然に「斬り散」と訓まれてしまふ。それではハフリソノの地名説話にならない。それでハフリと仮名表記にした、とここまででは誰しも説明はできやう。問題は実はここからなのである。と言つて、そんな大げさなことではない。要するに、〈類義語に、チラスとハフルがあつたといふことが原因だつたのである。チラスは上掲の(ロ)と(ト)を見ても分るやうに、現代語の「散らす」と

同じである。対してハフルは、現代語の「散らかす」(散らし乱す)に相当すると考へる。万葉集にはハフランス(散らばらせる)の語が見え、しかも「散」の字で表記してゐる。「劔刀」^{つるぎたち}磨ぎし心を 天雲に 念散之^{おもひのウラシ} 展転び^{こいまま} 泥ち泣^{ひつら} けども」(巻十三、三三三六)の「散」がそれである。単に「散らす」ではなく、「乱れさす」意があるのである。

かくして、(イ)の「斬りハフリき」は「斬り散らかした」といふ乱雑さの表現であるが、(ロ)の「切り散す」は「ばらばらに切る」の表現である。名義抄(観智院本、法下、一四三)に「寸ツダく」(今の「づだづだ」で、寸断)とあるのと同様の状態である。ここにおいて、(イ)の仮名表記と(ロ)の訓字表記とは、一種の〈書分け〉であつたといふわけである。

さて、この地名説話は、

其軍衆脅退。則追破^ニ於河北。而斬^ニ首過^レ半。屍骨多^ニ溢。故号^ニ其処^一、曰^ニ羽振苑^一。(崇神紀十年九月)

にも見える。但し、この地名説話は「溢」^{はよる}が「羽振苑」^{はかりそゑ}になつてゐる。「溢る」は「射水河雪消溢而逝く水の」(万葉集巻十八、四一一六)を始め語例は多く、四段自動詞で「あふれる」意である。屍骨が多く「溢れた」からハフリソノと謂ふ。対して(イ)は軍士を切り「散らかした」(散乱^{ハツラン})からハフリソノと謂ふ。たまたまハフルと語形が等しかつたか

ら、二種の地名説話ができた。そして、そのハフリソノといふ地名そのものの本来の意味は何かは決定的ではない。今日の地名表記は「祝園」(発音はホウゾノであるが、ハフリソノの音変化である)であることを以て、祝(神職)の居た庭園、と想像する人もあるかも知れないし、或いは屍を放棄する(これもハフリ「四段他動詞」である)庭園、と想像する人もあるかも知れない。何れにしても私には語義未詳の地名なのではあるが、古事記にとつても、さういふ場合は仮名表記といふことで、「波布理曾能」と表記したのであらう。

G マツロハヌと「不伏」について

(イ)其子建沼河別命者、遣_三東方十二道_二而、令_レ和_二平其麻_一都漏波奴_{目麻下五}人等_一。(中、一二二頁)

(ロ)詔_二倭建命_一、「言_二向和平東方十二道之荒夫琉神_一、及摩都樓波奴人等_一。」而、(中、一三〇—一頁)

(ハ)如_レ此言_二向_二平_三和_三荒夫琉神等_一、_以夫琉_二字_一、退_レ撥_レ不_レ伏_レ之人等_二而、(中、九七頁)

(ニ)小碓命者、平_三東西之荒神_一、及不_レ伏_レ人等_二也。(中、一二六頁)

(ホ)西方有_二熊曾建_一二人。是不_レ伏_レ无_レ礼人等。故、取_二其人等_一。(中、一二八頁)

(ケ)意_レ礼熊曾建_二二人、不_レ伏_レ无_レ礼聞看而、取_二殺意_レ礼詔而

遣。(中、一二九頁)

(ト)幸_レ于_二東國_一、悉言_二向和平山河荒神_一、及不_レ伏_レ人等_一。

(中、一三一—二頁)

右の(イ)～(ト)において、(イ)(ロ)はマツロハヌと仮名表記であり、(ハ)～(ト)は「不伏」と「訓字」表記であるが、これらもマツロハヌ(ズ)と訓まれてきた。特に(ロ)と(ハ)とは酷似した文表現であるので、(ハ)の「不伏」はマツロハヌと訓まれてゐる。しかし、古事記の頁数の順から言へば、(ハ)が先で(ロ)が後である。その(ハ)が「不伏」で、(ロ)がマツロハヌと仮名表記になるのは、やはり順序としては逆である。そして「荒夫琉神」のブルは(ハ)も(ロ)も仮名表記が反復されてゐて、先に出てくる(ハ)の方には「夫琉」二字以_レ音、といふ「音注」があり、後出の(ロ)の方ではそれを省いてゐる点を見ると、やはり細かい配慮があると言ふべきである。

そこで考へられることは、(イ)(ロ)のマツロハヌの仮名表記と(ハ)以下の「不伏」とは違ふのではないかといふことである。マツロフとは、本来、貢物を奉つてお仕へすることから服従するといふ意味になつた。「昆_レ虫も 大君に_レ摩都羅_符」の如きマツラフがもの語形で、その強調形としてマツロ_甲フの形がある。その否定形がマツロハヌである。それに対して、古事記における「伏」の字は何れもフス(自動詞四段・他動詞下二段)で、「伏す・伏せる」の意である。

(八侯遠呂智) 飲醉留伏寝(上、四九頁)・裸菟伏也。……其菟從八十神之教而伏。……痛苦泣伏者、……

皆列伏度。(上、五一—二頁)

尔、暫許押伏。(中、一二九頁)・於天之石屋戸一伏

汗氣而此言(上、四六頁)

の如く、前者は四段自動詞、後者は他動詞下二段で、ほか多くの例すべて、フスと訓むべきものばかりである。そこで「不伏」の訓読において、い(ト)はすべて自動詞「伏」の打消形であるから、フサヌ(ズ)と訓むべきものとなるであらう。意味は「屈伏(服)しない」である。或いはシタガハヌ(ズ)と訓めるではないかとの反論もあらう。しかし古事記のシタガフは、誰かの後に従ふ、また誰かの言葉に従ふ意で「従」の字を用ゐ、また相手に心を寄せて従ふ意で「帰服」の字を用ゐてゐる。

從而仕奉乎(中、九〇頁)・其伊呂妹亦從也(中、

一一〇頁)・不從(天皇之命)而、多无礼。(下、

二二三頁)・絶弓絃、欺陽帰服(中、一四五頁)

右を見ると、「不伏」は「不従」とは異なり、こちらの力に「屈伏(服)しない」といふ対抗力がある表現に用ゐられてゐると考へられる。それで「不伏」はシタガハヌ(ズ)ではなく、フサヌ(ズ)と訓み改めることになるのである。

日櫛八玉神化鶴、入海底、咋出底之波迹、此言作

天八十毗良迦、此言(上、七三頁)・其妻取牟久木

実与赤土、授其夫。故、咋破其木实、含赤土、唾出

者、(上、五五頁)以赤土散床前、(中、一一二頁)

右の第一例「波迹」は、赤黄色の粘土である。下文に「天八十毗良迦を作り」とあるやうに、それで土器や埴輪等を作つた。ところが、次の「赤土」をもハニと訓むものが多いが、これは「赤色をした土」で、魔除けの「赤色」であるから、この「赤」はアカと訓まねばならない。「赤土」はアカニである。説話としては、百足の赤褐色と赤土であるから、大穴牟遲神が赤土を含み吐き出すと、同じやうな色をした百足を含み吐き出してゐるやうに思はれるわけである。従つて、「赤土」をハニと訓むべきではなく、文字通りアカニと訓むべきである。次の「赤土」はやはり魔除けの赤色なので、アカニと訓む。かくして、仮名表記語と訓字表記語とは、一種の〈書分け〉である。

I(伊耶那美命)因生此子、美蕃登此言、見炙而病臥

在。(上、三三頁)・(天宇受売命)裳緒忍垂於一番登

也。(上、四六頁)・御陵在三畝火山之美富登也。(中、

安寧、一〇二頁)

天服織女見驚而、於梭衝陰上而死。訓陰上云(上、

四四頁）・一賤女昼寝。於_レ是、日耀如_レ虹、指_二其陰上_一。(中、一五八一頁)

(迦具土神) 於_レ陰所_レ成神名、關山津見神。(上、三四頁)・(伊耶那美命) 於_レ陰者折雷居、(上、三五頁)・

(所_レ殺神—大宜津比売神) 於_レ陰生_レ妻、於_レ尻生_二大豆_一。(上、四七頁)

右の仮名表記語のミホト・ホトは女性の陰部の意。次の「陰上」は訓注にホトとあり、二例とも女性である。「陰上」とあるのは、山口佳紀氏は、この二女は着物を着てゐたので、「陰上」と表記したもので、それでは訓みが紛はしいから訓注を付したと言はれた。今はそれに従ふ。次の「陰」のみの例について、山口氏は、二例は女神なのでホトでよいが、迦具土神は男神だからさうは訓めない。マラとかヲハセとか訓む(或いは私の聞き違ひがあるかも知れない)が、ともかく、一訓に限ることなく幅をもたせる必要があると言はれた。

私は、これまで、男女の陰部を、ともにホトと言つたとばかり思つてゐたのは誤りであつた。和名抄に「釈名云、陰、_レ今案、玉莖・玉門等通稱也」蔭也、言_二其所_レ在蔭翳_一也」とある「陰」字をホトと誤解して、ホトの語が男女両用としてしまつたことにある。それならば、この「陰」字を、男女に分けて、男は今のところ未定でも、女はホトと

訓めばよいと言へるかといふと、今まで「仮名表記語」と「訓字表記語」との、一種の〈書分け〉の理論から言へば、やはりそれは不都合である。そこで改めて「陰」字の訓みについて考へることになる。その観点は、男女の陰部の総称としての「陰」である。和名抄所引の釈名によると、「蔭」だといふことになる。古事記には「樹之影」(下、一七七頁)とあり、太陽が当つて生ずる物の影の意に用ゐてゐる。この「蔭」も同義で、鼠蹊部で影になつてゐる所の意。それで、「カゲ」と訓めばよいと考へる。カクレは「尻」の訓である。ミトノマグハヒのトとかトツギのトかとも考へたが、それなら、恐らく訓注を付したであらう。なほ、畝傍山のミホトといふのは山の溪谷部を女陰に見做しての表現である。

「其大泉主懼畏稽首白、」奴有者、随_レ奴不_レ覺而、過作甚畏。故、猷_二能_レ美_一之御幣物_一。以_レ能_二美_一二字(下、一九四頁)。(海幸彦)稽首白、「僕者自_レ今以後、為_二汝命_一之昼夜守護人_二而仕奉_一。(上、八四—五頁)

右は「稽首」が訓字表記で、「能美」が仮名表記である。崇神紀十年の訓注に「叩頭、此云_二廻務_一」とあり、一方、和名抄に「叩頭虫和名、沼加豆木無之」や色葉字類抄に「叩頭ヌカツク頓首ヌカツク」とあるのによると、「稽首」はノムともヌカツクとも訓める。従つて一訓に限定すべきではないが、「能

美」の仮名表記は語形を一つに固定するためのものと考へられさうである。しかし、私の今回の「仮名表記語」と「訓字表記語」との、一種の「書分け」の理論からすれば、これは「稽首」のノムは「叩頭・頓首」等の文字からも分るやうに最大級の謝罪の態度を表す語で、動詞である。尤も謝罪だけではなく、祈願する意もある。「乞禱」(万葉集卷三、四四三)・「不祈」(同卷十一、二六六〇)等の例が示す通りである。さて、次の仮名表記の「能美」は「感謝」の意のノミである。例へば今日でも「謝辞」の語は二義(お詫びの言葉の意とお礼の言葉の意)に用ゐられる。古事記でもノムに二義(謝罪と感謝)があつて、「謝罪」の意には「稽首」(記序には「頓首」が見える)を、「感謝」の意には「能美」の仮名表記を用ゐて「書分け」たと考へられる。「謝罪」して、それが許されると「感謝」になるので、ノムは二義を持合はせることになるのである。

- 以上、新たに「仮名表記語」と「訓字表記語」との、一種の「書分け」理論からして、拙著の改訂を試みようとしたのは、
- F. ハフル(散らかす)と散(「散」らす)
- G. マツロハヌ(随順奉仕しない)と「不伏」(フサヌ
 〓屈伏しない・抵抗する)
- H. ハニ(粘土)と「赤土」(アカニ〓赤色の土)

I. ミホト・ホト(女陰)と「陰」(男女の陰部〓鼠蹊部
 〓カゲ)

J. ノミ(謝罪)と「稽首」(ノミ〓感謝する)
 である。

以上の如き、拙著の到らなさを自ら修正すべき難儀をしかしたことになつたが、これは、太安万侶の仮名表記の目的と方法を理解することの浅くかつ不徹底であるためであつた。ここにさらに己れの暴挙を稽首白さねばならぬことを記す。

K. (伊耶那美命)因_レ生_三此子_一、美蕃登_以此_三首_一見_レ炙而病
 臥在。多具理迹_以此_四成_レ神名、金山毗古神。_{訓金云加那一}
 次金山毗売神。次於_レ屎成_レ神名、波迹夜須毗古神。_{此神名}
 次波迹夜須毗売神。<sub>以_レ此_{神名}赤次於_レ尿神名、弥都波能売
 神。次和久産巢日神。(上、三二頁)</sub>

の「成」は、実は諸本に「生」とあるのに、田中頼庸の『校訂古事記』に「成」に改めたのに従ひ、「生」と「成」との草書体の類似字形による誤字の実例を日本書紀神代巻から見付け出して証として「生」を「成」に改めてしまつた文字である。といふのは、「於_レ屎成_レ神」「於_レ尿成_レ神」との比較から、もと「於_レ吐成_レ神」とあつたものと判断したからである。しかし、これは判断の誤りであつた。それはかうである。

伊耶那美命は火神を出生したために、ミホトを焼かれて、病氣になり、嘔吐をされた（神代紀上では、その熱で苦しむ嘔吐したと明記してある）。その時に、「生れた神の名は」鉦山の男女神であつた、といふやうな内容の資料に接して、太安万侶は、「多具理迹（嘔吐した時に）生神名」と、タグリニ迄を仮名表記したのである。タグリは「嘔吐」といふ名詞ではなくて、嘔吐つくといふ動詞であり、それに続く、「時」を表す助詞ニも併せて、仮名表記をすることによつて、「嘔吐ついた時に」といふ意味を表すことにしたのである。だから、或る意味では、下文の「於レ屎」と「於レ尿」における「屎・尿」の名詞形、「於」の場所の意を表す助詞とは全く違ふ表記の目的と方法であつた。まして、「生」とあるのを「成」に改めるなどとは無縁のことであつた。鉦山の男女神は、火傷を負つたとはいへ、伊耶那美命のミホトから「生」れた神であつた。下文の「屎」や「尿」はミホト経由ではなく、排泄された物であり、その物が化成神出現の場所となつた。このやうなわけで、類義語の〈書分け〉の類ではないが、「仮名表記」と「訓字表記」との目的と方法が、太安万侶にはしつかりとあつたことを、明確に知る必要があることを述べた。

（平成四年一月八日稿了、皇学館大学教授）